

## 目黒区住区住民会議の活動に対する補助金交付要綱

### ( 目的 )

第 1 条 「豊かなコミュニティの形成」を推進し、目黒区基本計画の基本目標である「ふれあいと活力のあるまち」の実現に資するために、住区住民会議に対する補助金の交付について必要な事項を定める。

### ( 適用法規 )

第 2 条 補助金の執行については、この要綱の規程によるほか、目黒区補助金等交付規則の定めるところによる。

### ( 交付対象活動及び事業 )

第 3 条 交付の対象となる活動及び事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事務局の運営
  - (2) 広報活動
  - (3) まちづくり推進事業
  - (4) その他コミュニティの形成促進等で住区住民会議に必要と認める活動及び事業
- 2 前項の活動及び事業の中で、次の各号のいずれかに該当し、住区住民会議が特に指定するものを特別事業とする。
- (1) 地域の課題や社会情勢に合わせて、区民の安全の確保、環境の改善、地域福祉や文化の向上を図る見地で新たな取組みをする場合
  - (2) 地域で重点とする活動及び事業の場合
  - (3) 活動及び事業の中に、新たな要素を取り入れたり、拡大を図る等で補助金を必要とする場合

### ( 補助金の交付額 )

第 4 条 補助金の交付額は、前条に定める活動及び事業について、次の各号のとおり区長が定める額とする。

- (1) 1 住区につき 100万円以内
- (2) 特別事業。 1住区につき 17万円以内。ただし、当該年度の予算の範囲内で、各住区住民会議の前年度実績等を考慮して、区長が特に必要と認める場合は、その限度を超えて助成することができる。

( 補助金の申請 )

第 5 条 補助金の交付を受けようとする住区住民会議は、補助金交付申請書 ( 別記第 1 号様式 ) に事業計画書 ( 別記第 2 号様式 ) を添えて申請するものとする。

( 補助金の決定及び通知 )

第 6 条 区長は、前条の申請を受理した場合において、これを審査し、交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書 ( 別記第 3 号様式 ) により通知するものとする。

( 補助金の交付 )

第 7 条 区長は、交付決定通知書を受けた住区住民会議からの請求書の提出に基づき、補助金の交付を行う。

( 補助金の使途 )

第 8 条 補助金の使途に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。

2 食料費は必要最小限にとどめるものとする。

( 実績報告 )

第 9 条 補助金の交付を受けた住区住民会議は、年度終了後速やかに住区住民会議活動の実績報告書 ( 別記第 4 号様式 ) 及び活動結果報告書 ( 別記第 5 号様式 ) を提出しなければならない。

( 補助金の額の確定 )

第 10 条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書 ( 別記第 6 号様式 ) により住区住民会議に通知しなければならない。

( 余剰金の返還 )

第 11 条 前条の場合において、既に確定した額を超える額が交付されているときは、住区住民会議は速やかにその全額を区長に返還しなければならない。

( 補助金の経理 )

第 12 条 住区住民会議は、補助金を経理するため、交付対象活動及び事業の収支を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を随時提出することができるよう整備しておかなければならない。

( 事業執行の調査指導 )

第 13 条 区長は、交付対象活動及び事業の執行について、必要に応じて報告書の提出を求め、指導することができる。

付則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 モデル住区整備事業設定要綱および推進住区整備事業設定要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日をもって廃止する。
- 3 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この要綱は、平成 13 年 12 月 10 日から適用する。
- 7 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 10 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。